

公益財団法人神戸市民文化振興財団役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸市民文化振興財団（以下、「財団」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤理事に、職務執行の対価として、定例役員報酬を支給する。

- 2 財団は、非常勤役員及び評議員が理事会若しくは評議員会に出席したとき又は監事監査に従事したときは、報酬等を支給する。
- 3 前2項にかかわらず、神戸市から派遣された役員等には報酬等を支給しない。

(報酬等の額等)

第4条 常勤理事に対する定例役員報酬の額は、別表に掲げる額を超えない範囲内で、理事会で定めるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、日額1万円（手取り）とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する定例役員報酬の支給は、職員給与規程（以下、「給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会の出席の都度又は監事監査の実施の都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は給与規程の適用を受ける職員の例による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

別表（第4条関係）

区分	勤務形態	年間報酬額
理事長	常勤	1,400万円以内
専務理事	常勤	800万円以内

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人神戸市民振興財団常勤役員給与規程（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程は令和4年6月30日から施行する。
- 3 この規程は令和8年6月30日から施行する。